

令和3年度

アスベスト飛散防止対策の強化に関する 改正大気汚染防止法説明会を開催します。

令和2年6月に改正大気汚染防止法が公布され、令和3年4月から施行されました（一部を除く）

【説明会の内容】

- 1 規制対象建材の拡大とそれに伴う法的義務
- 2 事前調査の信頼性の確保など解体・改修工事の留意点
- 3 今後施行される法令の内容と時期

【講師】 一般財団法人日本環境衛生センター 事業推進役 鈴木弘幸氏
" 石綿テクニカルアドバイザー 小出信幸氏

対象	建築工事業、解体工事業、建築設計業、宅地建物取引業など建築物のアスベストに関連する業務に携わっている方		
日時	令和3年8月31日（火）14：00～16：00		
会場	アイーナ7F 小田島組☆ホール （岩手県盛岡市駅前西通1-7-1）	定員	150名

お申込み・お問い合わせ

岩手県電子申請サービスからお申込みになれます。

以下のURL 又は QRコードからサイトに接続できます。

[https://s-kantan.jp/pref-iwate-u/offer/
offerList_detail.action?tempSeq=3148](https://s-kantan.jp/pref-iwate-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3148)

募集期間 令和3年7月16日（金）～8月19日（木）

※定員（150名）になり次第、募集を締切ります。



問合せ 岩手県環境生活部環境保全課 [TEL：019-629-5359]

説明会の主な内容

アスベスト飛散防止に関する法改正の概要

	改正前	改正後
特定建築材料の範囲	吹付け材（レベル1） 保温材、断熱材、耐火被覆材（レベル2）	吹付け材（レベル1） 保温材、断熱材、耐火被覆材（レベル2） その他の石綿含有建材（レベル3）
事前調査結果の報告義務等	なし	一定規模以上等の解体・改修工事における知事への調査結果の 報告義務付け 一定期間の調査結果の 保存義務 事前調査者の 資格要件義務付け （R5.10～）
作業基準の遵守義務等	レベル1、レベル2のみ	全ての石綿含有建材に適用 作業記録の作成・保存、有資格者による作業完了の確認、作業結果の発注者への報告等の義務 を新設 仕上塗材等の作業基準 の新設

【会場（アイーナ・いわて県民情報交流センター）のアクセス】



- ・東北自動車道盛岡 IC から盛岡駅方面に向かって車で 8 分
- ・JR（IGR）盛岡駅西口から徒歩 4 分
- ・駐車場はございませんので、付近の有料駐車場をご利用ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に御協力ください。

- ・会場建物内ではマスク着用のうえ、大声での会話を控える。
- ・当日体調がすぐれないとき、又は受付時の検温で 37.5℃以上のときは参加を見合わせる。
- ・会場入場の際、アルコールで手先の消毒を行う。